

令和8年度 軽自動車税 税率表

<原付・小型特殊>

車種	税率	
原 動 機 付 自 転 車	50cc (0.6kW) 以下	2,000円
	特定小型原付	
	新基準原付	
	90cc (0.8kW) 以下	2,000円
	125cc (1.0kW) 以下	2,400円
ミニカー	3,700円	
小 型 特 殊 自 動 車	農 耕 用	2,400円
	そ の 他	5,900円

<二輪・トレーラ>

車種	税率
二輪軽自動車 (250cc以下)	3,600円
二輪小型自動車 (250cc超)	6,000円
ト レ ー ラ	3,600円

令和8年4月1日現在、所有されている方に課税されます。

令和8年4月2日以降に廃車や譲渡をしても課税されません。月割はありません。

<四輪および三輪の軽自動車> 自動車検査証の「初度検査年月」により、①～③のいずれかになります。(※初度検査=最初(新車)の新規登録)ただし、「軽課」対象車両(電気自動車等)の場合は、**新車に限り④または⑤のいずれか**になります。

車種	① 税率 (現行)	② 税率 (旧)	③ 税率 (重課)
	*平成27年4月以降	*平成25年4月～平成27年3月	*平成25年3月以前
四 輪	乗用自家用	7,200円	12,900円
	乗用営業用	5,500円	8,200円
	貨物自家用	4,000円	6,000円
	貨物営業用	3,800円	4,500円
三 輪	3,900円	3,100円	4,600円

*初度検査年月

※③重課は、初度検査から13年を経過した軽四輪等について、①に概ね20%が上乗せされた税率です。ただし、電気・天然ガス・混合メタノール・ハイブリッド等の軽自動車およびトレーラは除きます。令和8年度は「初度検査年月」が平成25年3月以前の車両が対象です。

車種	④ 税率 (軽課)	⑤ 税率 (軽課)
四 輪	乗用自家用	—
	乗用営業用	3,500円
	貨物自家用	—
	貨物営業用	—
三 輪	1,000円	2,000円 (乗用営業用のみ)

※令和8年度のみ上記の税率(グリーン化特例)が適用されます(初度検査が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの車両に限る)。

④電気軽自動車、天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合車または平成21年排出ガス基準10%低減達成車)

⑤以下の車*で、令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車

*ガソリン車またはハイブリッド車のうち「平成30年排出ガス基準50%低減達成車」または「平成17年排出ガス基準75%低減達成車」